

広島県告示第二十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第五十五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十四年広島県告示第百六十三号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

平成二十八年一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変		更		前	
区域		区域		区分	
呉豊島区域 (呉豊島漁業協同組合の地区)		呉豊島区域 (呉豊島漁業協同組合の地区)		一 総トン数一〇トン未満の漁船により広島県の海域で主としてたちうおをとることを目的とする釣り漁業	
二 一に掲げる漁業以外の漁業		二 総トン数一〇トン以上の漁船により広島県の海域で主としてたちうおをとることを目的とする釣り専門漁業		三 一〜二に掲げる漁業以外の漁業	
変		更		後	
区域		区域		区分	
呉豊島区域 (呉豊島漁業協同組合の地区)		呉豊島区域 (呉豊島漁業協同組合の地区)		一 総トン数一〇トン未満の漁船により広島県の海域で主としてたちうおをとることを目的とする釣り漁業	
二 総トン数一〇トン以上の漁船により広島県の海域で主としてたちうおをとることを目的とする釣り専門漁業		二 総トン数一〇トン以上の漁船により広島県の海域で主としてたちうおをとることを目的とする釣り専門漁業		三 一〜二に掲げる漁業以外の漁業	